

議案参考資料

[令和8年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係(担当)]

子育て支援課 子ども施設係

議案名

議案第15号 桐生市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案

趣旨・目的

令和8年度から乳児等通園支援事業が開始されることに伴い、同事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものです。

概要

乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号)に基づき、乳児等通園支援事業を行う事業者が給付を受けるために、桐生市から「確認」を受ける基準を定めるものです。

なお、基準の設定に当たっては、内閣府令を踏まえ、国の基準と同じ基準を定めることにいたしましたが、安全に、また安心して乳児等通園支援事業を受けられる環境を整備する観点から、市独自基準として暴力団排除に関する規定を追加します。

1 利用定員に関する基準

利用定員の設定、利用定員の遵守

2 運営に関する基準

面談、正当な理由のない提供拒否の禁止、心身の状況把握、支払の收受及び通知、評価、運営規程、勤務体制の確保等、平等取扱の原則、虐待等の禁止、秘密保持等、苦情解決、地域との連携等、事故発生の防止及び発生時の対応、記録の整備等

(施行期日：令和8年4月1日)

背景・経過

乳児等通園支援事業については、令和7年度から制度化され、令和8年度に全国の市町村での実施が義務付けられています。

令和7年12月議会において、ご議決いただきました「桐生市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」により、認可の基準を定めましたが、本事業を実施するに当たり、実施事業者が給付を受けるために市町村から子ども・子育て支援法に基づく「確認」を受ける基準となる条例を定める必要があります。